

特ダ第 104 - 39 号

平成 21 年 2 月 13 日

国土交通省関東地方整備局長

菊川 滋 様

群馬県知事 大澤正明



八ッ場ダム建設事業について（照会）

本県の河川行政の推進につきましては、日頃から種々の御配意を賜り感謝いたします。

さて、本県におきましては、八ッ場ダム建設事業に関し、群馬県知事外 1 名を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（前橋地裁平成 16 年（行ウ）第 43 号）が提起され、平成 21 年 1 月 23 日付けの口頭弁論を持って結審し、平成 21 年 6 月 26 日が判決予定日となっております。

さて、群馬県では原告らの意見書「八ッ場ダムサイトの地盤の安全性について」に対し意見照会し、平成 20 年 11 月 26 日付、国閥整水第 319 号で回答を頂きまして、原告の主張に反論をしたところですが、原告より平成 21 年 1 月 23 日付けで、それに対する反論が前橋地方裁判所へ提出されました。

つきましては、原告らの別紙記載の主張について、貴職の御見解を確認させて頂きたく照会します。

1. ダムサイト岩盤の脆弱性、危険性について（2から4ページ）

（1）ダムサイトの継続的な調査について

ダムサイトの調査について、ずさんな計画・無思慮な調査をもとに策定された当初計画の建設費が、施工後数倍から数十倍に跳ね上がった土木事業例が数少くないことは、およそ土木事業にたずさわることのある人なら知らないはずはない。国交省が2004年に改訂し提示したダム建設費は、今後の調査の流れの中で、金額増の変更を伴わないことを保障できる調査レベルにあるのか疑問視している。

（2）基盤岩の評価・岩級区分について

総合的な岩級区分図（＝岩盤区分）においては、これら岩級区分調査とルジオン調査の両者の値を考慮して判定すべきであり、国交省の見解は誤りである。

また、基礎岩盤の対策について最も重要なのは、グラウチングされる岩盤状況の把握である。これまでの国交省が行なったダム基盤地での地質調査データから、末だ岩盤中に発達する多数の亀裂について、その成因や分布の規則性などをもとに構築されるべき岩盤割れ目モデルが公表されておらず、このような状況のもとでは、グラウチングは機械的、場当たり的方法で行なわれるのではないかと危惧する。国交省がグラウチングに関して”現在の技術力”という前に、このダムサイト岩盤に発達する割れ目系についての科学的考察を行なうべきである。

国交省は、グラウチングによる岩盤改良により安全なダムとして供用された浦山ダムをとりあげ、現在のグラウチング技術力の事例としているが、浦山ダムの岩盤地質（中古生層の堆積岩（チャート、粘板岩、シャールスタイルン））と当ダム岩盤地質（第三紀火山岩）はその形成時期も岩種も全く異なるのであり、浦山ダムでの成功例をもって、当地域においても成功する保障は全くなく極めて作為的な引用である。

(3) 左岸山裾部のCL級岩盤について

当該左岸山裾部のダムサイトの擾乱帶部のCMとCLの区別を示す証拠として、シュミットハンマー試験やエコーチップ試験による強度測定比較がなされていない。

また、今回新たに提出された図一4資料においても示されているように、横孔内に平行する数本の断層が見られ、これらは一連の断層帯と見るべきではないかということを先の意見書で指摘した。単にCM級、CL級の議論をするのではなく、小さい断層が単に数本存在するとみるか、断層帯とみるべきなのか、横孔調査をしているのであるから、その見解を明らかに示すことを求めていることを再度指摘しておきたい。

(4) 右岸上流部の熱水変質帯について

ダムサイト岩盤で実施されたボーリング密度は多いところでも40m間で1～2本程度である。仮に40mに1本のボーリングで、変質帯幅40cmの変質帯を見つけるとすると、その確率は40/4000、すなわち100分の1である。変質帯がないとしたボーリングをもって、その周囲に変質帯が及んでいないと断定するのは誤りである。

また、13年間で新鮮な岩石コアが著しくし白色変質していることについて、膨潤性粘土鉱物を含む岩石が地下に存在し、コア採取時は一見新鮮な岩石にみえるが、条件が整えば(上載荷重の減少や地下水浸透がすすむこと)により、また変質帯に変わることを指摘したが、岩石中に含まれる膨潤鉱物粘土の含有量を調べることもなく、従前の調査でことたれりとする国交省の見解は、基本的な岩盤地質の知識すら無視した主張であり、ダム技術者としての見解に疑問を抱かざるを得ない。

2 ダム基礎岩盤の高透水性について (5ページ)

(1) 国交省は、河床面の貫入面に一部ルジオン値が高いと記載しているが、前回の回答文書の図3をみると、なぜかそれが示されていない。また、河床

面でのボーリング密度は、左岸・右岸のボーリング密度より少なく、左岸・右岸のボーリングにおいても河床深度以深に達するボーリング数が少ないため、河床深度以深を難透水性と判定するには問題がある。

(2) 国交省は、左岸部は地下水位以下ではルジオン値が低いとしているが、これも図3、8を見る限り、左岸部で地下水位以深に達するボーリングは少なくて、この図からこのような断定は出来ない。

(3) 限界圧あり型、昇圧しない型は岩盤中の割れ目の異常状態を示すものである。このような現象が一般にダム基礎岩盤中に存在することは望ましいことではない。これら岩盤亀裂の異常を検証することなく、グラウチング技術で十分対応できるという考えは、土木技術者としてあまりに現場を無視した考え方である。

3 グラウチング技術指針について（5ページ）

平成15年に改訂されたグラウチング技術指針の改訂経緯とダムサイト岩盤に高ルジオン値が分布するにもかかわらず建設可能とした経緯とが妙に符合し、ダム建設費大幅見直しの時期にあわせて作成された国土交通省のお手盛り基準であって、ルジオン値を甘くした新指針は信頼性に疑問がある。

4 ダムサイト下流の断層について（6ページ）

ダムサイト下流にある断層は、この地域周辺で見られる最も大きな断層であり、この断層がこの地域の断層系・割れ目系に影響を与えていていることが容易に推測することができ、ダム基礎岩盤中に見られる断層系とこの断層系との比較・検討を加えるべきであるが、国交省はこの断層が単にダムサイトに伸びていないことだけを理由に無視している。国交省技術者は、ダム基礎岩盤に分布する割れ目・断層に対する十分な理解がないまま、グラウチング技術指針を御旗にし、費用対効果を無視したダム建設を進めているといわざるを得ない。